

奈良県議会の情報公開に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県議会議長 中 村 昭

奈良県議会規程第三号

奈良県議会の情報公開に関する規程を廃止する規程

奈良県議会の情報公開に関する規程（平成十三年三月奈良県議会規程第二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による廃止前の奈良県議会の情報公開に関する規程の規定による開示決定等についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下「旧法」という。）による不服申立てであつて、この規程の施行前にされた旧法による不服申立てについては、なお従前の例による。